

令和七年三月三十一日付け広島県報（定期）第二十五号に登載の広島県訓令第3号（広島県決裁規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	正	誤
一	表中上段「改正後」の二四	7 ― 11	7 ― ・
一	表中下段「改正前」の二四	7 ― 11	7 ― ・